#### 「各種事務事業の取扱い」

#### 21 道路·河川分科会

長岡市·栃尾市合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案		
407	010101	市町村道の認定基準		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、地域や地形による特性を考慮 して特例を設ける。		
408	010701	道路の維持管理		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
409	010501-1	放置自転車対策事業		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。		
410	050101-1	道路除雪の出動基準等		現行どおり	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。		
411	050201	歩道除雪の出動基準等		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準は「積雪10cm以上」とする。		
412	070102	小型除雪機械の無償貸与		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。		
413	060101	消雪パイプに係る施策		当分の間現行どおり	消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元 の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプ の設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の 著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。		

作成日 平成17年 1月21日

407

407				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
2 1 道路•河川	0 1 道路管理	0 1 市町村道の認定	0 1 市町村道の認定基準	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 私道を市道に認定する場合 (1)道路幅員は6m以上で隅切は5m以上であること。 (2)道路起終点が国・県・市道に接続していること。 (3)道路敷地は無償で市に寄付されること。 (3)道路構造は次の条件を満たすこと。側溝が整備されていること。路面が整備されていること。路面が整備され、交通に支障がないもの。 曲線半径が15m以上であること。縦断勾配が9%以内であること。 2 市道を新設する場合 (1)道路幅員は6m以上で隅切は5m以上であること。 (2)道路起終点が国・県・市道に接続して	1 私道を町道に認定する場合 (1)道路幅員は4m以上であること。 (2)道路起終点が国・県・町道に接続していること。 (3)道路敷地は無償で町に寄付されること。 (4)道路構造は次の条件を満たすこと。原則として側溝が整備されていること。曲線半径が著しく短くないもの。路面が舗装されており交通に支障のないもの。	(5) 道路構造は次の条件を満たすこと。 土地改良、開発行為で造る道路は幅員6m 以上かつ舗装済道路。また、橋梁を有する 場合は25 t 設計荷重。	1 私道を市道に認定する場合 (1)道路幅員は4m以上であること。 (2)道路起終点が国・県・市道に接続していること。 (3)道路刺地は無償で市に寄付されること。 (3)道路敷地は無償で市に寄付されること。 側溝が整備されていること。 側溝が整備されている通に支障がないもの。 曲線半径が著しく短くないこと。 総断勾配が著しく急でないこと。 (他の特例) 上記(3)の条件を満たす次の道路・公園、学総会公共施設の通路を公共施設の通路を公共地通ずる道路で、特に必要と認められるもの。・(2)の条のに係わらず、、「回転広場等が設置されている。 といの世に下長が必要と認める道路 で、特に必要と認める道路 で、特に必要と認める道路 で、特に必要と認める道路	
三島町	山 古 志 村	小国町	課題	調整方針案
1 私道を町道に認定する場合 明確な基準なし。	1 私道を村道に認定する場合 明確な基準はないが、基本的に (1)道路幅員は3m以上であること。 (2)道路敷地は無償で村に寄付されること。	1 私道を町道に認定する場合 (1)原則として県道または町道と一体と なっ て道路網を完結すること。 (2)自動車が通行可能な道であること。	. =	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成 17年度は現行どおりとする。なお、地域や地 形による特性を考慮して特例を設ける。
2 町道を新設する場合 幅員は4m以上とする。	2 村道を新設する場合 明確な基準はないが、基本的には5m以上で あること。	2 町道を新設する場合 明確な基準なし。		

408

408				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
2 1 道路•河川	0 1 道路管理	07 道路の維持管理	0 1 道路の維持管理	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式	1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式	1 道路補修の管理体制 請負方式	1 道路補修の管理体制 請負方式	
2 道路の側溝清掃 生活道路については、地元が年2回、側溝清掃 を実施。汚泥を市が回収処分する。 地元が清掃できない箇所は、市の直営や業者委 託する。		2 道路の側溝清掃 生活道路については、地元が実施。ただし、危 険箇所や横断側溝など地元が清掃できない箇所 については必要に応じ、業者委託する。	2 道路の側溝清掃 町内会が側溝清掃を行っている。町内会で出来 ない箇所は市が業者委託で対応している。	
3 道路の防塵処理 未舗装の市道や私道を防塵処理している。	3 道路の防塵処理 未舗装の町道を防塵処理している。	3 道路の防塵処理 実施していない。	3 道路の防塵処理 要望なし(殆ど舗装済)	
4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。橋梁取付部や山間地など の箇所については、市直営又は業者委託する。	4 道路の路肩・法面除草 幹線町道の交差点部分のみ町が実施し、その他 は地元に任せている。		4 道路の路肩・法面除草 基本的には周辺土地利用者にお願いしている。 幹線市道の一部は除草。	
5 市道以外に維持管理する道路 農免農道などの基幹農道や基幹林道	5 町道以外に維持管理する道路 なし	5 町道以外に維持管理する道路 なし	5 市道以外に維持管理する道路 なし	
6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部等で地元 で対応できない箇所は市が実施する。	6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、横断管等で地元 で対応できない箇所は町が実施する。	6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部及び断面 の大きい箇所は必要に応じて町が実施する。	6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理としている。ただし、地元 で対応できない箇所は、市で対応する。	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 道路補修の管理体制 請負方式	1 道路補修の管理体制 請負方式	1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
2 道路の側溝清掃 生活道路の側溝清掃は、原則的には地元で実施 する。側溝蓋の取れない箇所及び横断管等地元 で実施不可能な箇所については、業者委託す る。		2 道路の側溝清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部及び断面 の大きい箇所等専門的な技術の必要な場合は業 者委託する。		
3 道路の防塵処理 実施していない。	3 道路の防塵処理 実施していない。	3 道路の防塵処理 実施していない。		
4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。山間地等は不定期で業者 委託する。	4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。業者委託していない。	4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。ただし、一部幹線町道の 路肩部は業者委託する。		
5 町道以外に維持管理する道路 広域農道等の基幹農道や集落道	5 村道以外に維持管理する道路 なし	5 町道以外に維持管理する道路 林道		
6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、地元で対応できない箇所は町が実施する。	6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、地元で対応できない箇所は村が実施する。	6 排水路(下水道区域内を除く)の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部等で地元 で対応できない箇所は町が実施する。		

平成17年 1月21日

100

409				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>	
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業	
2 1 道路•河川	0 1 道路管理	0 5 放置自転車	0 1 - 1 放置自転車対策事業		
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市		
1 放置禁止区域 (1)場所 長岡駅東口の禁止区域 (2)撤去回数 土日祝日を除く毎日 (3)保管自転車の処分方法 所有者への告示から6か月 経過後、処分する。 (4)返還手数料 自転車 1,400円 原付自転車 2,100円 (根拠規定:長岡市自転車等放置防止条例)	1 放置禁止区域 なし	1 放置禁止区域 なし	なし		
2 放置禁止区域外 (1)場所 長岡駅大手口周辺・宮内駅前 ・北長岡駅前 (2)撤去回数 年3回 (3)処分方法 所有者への通知日から数か月	(2)撤去回数 不定期に実施	2 放置禁止区域外 (1)場所 来迎寺駅・岩塚駅・塚山駅及 び浦バス停周辺など 不定期に実施 (2)撤去回数 不定期に実施 (3)処分方法 撤去した自転車を随時処分			
経過後、処分する。 (4)返還手数料 なし	(4)返還手数料 なし	(4)返還手数料 なし			
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案	
なし		なし		長岡市の制度を基に統一する。	
				KIND DIE CENTER OF STREET	

410

410				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目		務事業
2 1 道路•河川	0 5 除雪対策	0 1 道路除雪の委託	01-1 道路除雪の出動基準等	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 早朝除雪の出動基準 (1)積雪10cm以上で出動 (2)積雪10cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動	1 早朝除雪の出動基準 (1)積雪10cm以上で出動 (2)積雪10cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動	
2 日中・深夜除雪の出動基準 (1)日中は積雪10cm以上で出動する。 (2)深夜は降雪状況により、必要に応じて 出動する。	2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	
3 除雪路線 市内全域の道路(私道を含む)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道 路 (2)除雪車が作業可能な道路 (3)その他、除雪を必要と認める道路	3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2)除雪車が作業可能な道路 (3)その他、除雪を必要と認める道路	3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2)除雪車が作業可能な道路 (3)その他、除雪を必要と認める道路	3 除雪路線 市内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1)パス路線、通学道路、その他主要な集落 と集落を結ぶ幹線道路 (2)(1)以外の主要道路であって、降積雪の 状況によって除雪可能な道路 (3)生活道路であって、地域の要請により、 降積雪の状況によって除雪可能な道路	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動 2 日中・深夜除雪の出動基準 (1)日中は積雪10cm以上で出動する。 (2)深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。 (2)深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。 3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2)除雪計画にない路線でも、地元の要望があれば実施する。 (3)幅員の狭い車道は歩道除雪機で対応する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動 2 日中・深夜除雪の出動基準 (1)日中は積雪10cm以上で出動する。 (2)深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。 3 除雪路線 村内全域の道路(私道を含む)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2)除雪車が作業可能な道路 (3)その他、除雪を必要と認める道路	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動 2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動 3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1)重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2)除雪車が作業可能な道路 (3)その他、除雪を必要と認める道路	DA KES	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。

作成日 平成17年 1月21日

411

411				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目		務事業
2 1 道路•河川	0 5 除雪対策	02 歩道除雪の委託	0 1 歩道除雪の出動基準等	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
1 早朝除雪の出動基準 (1)積雪15cm以上で出動 (2)積雪15cm未満でも引続き降雪が見込 まれるときは出動する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪20cm以上で出動	1 早朝除雪の出動基準 (1)積雪5cm以上で出動 (2)積雪5cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動	
2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	2 日中除雪の出動基準 積雪20cm以上で出動	2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動	
3 除雪路線 (1)雪みち計画に位置付けられている歩道 (2)除雪可能な歩道構造であること (3)雪みち計画路線以外でも、通学児童が多 い路線については、降雪が落ち着いた後、 順次除雪する。	3 除雪路線 (1)雪みち計画に位置付けられている歩道 (2)除雪可能な歩道構造であること (3)雪みち計画路線以外でも、通学児童が多 い路線については、降雪が落ち着いた後、 順次除雪する。	3 除雪路線 (1)雪みち計画に位置付けられている歩道 (2)除雪可能な歩道構造であること	3 除雪路線 (1)交通量が多く、通学路となっており、道路構造上も除雪が容易な歩道 (2)交通量が多く、道路構造上も除雪が比較的容易な歩道 (3)除雪が必要な一般的な歩道	
雪みち計画 冬期間の歩行者空間をネットワーク的に形成 するために、国、県、市町村が一体的、効率的 に実施するよう策定された計画。通学路や医療 施設、公共施設など利用者が多い歩道を中心に 除雪を実施する。			(3)味当か必女は一成のは少地	
— <b>自 m</b> T	.1. + + ++	, R III	-	知 散 七 处 安
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動	なし	1 早朝除雪の出動基準 積雪の状況を見て随時除雪		長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪 の出動基準は「積雪10cm以上」とする。
2 日中除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動		2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動		
3 除雪路線 除雪可能な歩道構造であること		3 除雪路線 (1)雪みち計画に位置付けられている歩道 (2)除雪可能な歩道構造であること (3)雪みち計画路線以外でも、通学児童が多 い路線については、降雪が落ち着いた後、 順次除雪する。		

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

412

412				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
2 1 道路•河川	07 その他(雪対策)	0 1 助成制度等	02 小型除雪機械の無償貸与	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 制度 地域ぐるみで自主的な除雪活動を行う地元に対 し、小型除雪機械を無償貸与。 (平成15年度実績 13台) 2 維持費 地元が負担 3 点検整備費	1 制度	なし	##S 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
	なし	1 制度 地域ぐるみで自主的な除雪活動を行う地元に対 し、小型除雪機械を無償貸与。 (平成15年度実績 7台) 2 維持費 地元が負担 3 点検整備費 地元が負担		長岡市の制度を基に統一する。

作成日 平成17年 1月21日

413

410	4 5 0	.l. ## D	<b>夕</b> 任 <b>吉</b>	<u> </u>
大項目(分科会)	中項目	小項目		務事業
2 1 道路•河川	0 6 消雪施設	0 1 消雪パイプに係る施策	0 1 消雪パイプに係る施策	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 整備 (1)行政による整備 地盤沈下発生の懸念から、昭和43年以降一部 を除いて整備を中止している。	1 整備 (1)行政による整備 幹線道路は町が整備して、幹線道路以外は地 元が整備している。	1 整備 (1)行政による整備 幹線道路等の井戸は町が整備して、幹線道路 以外の井戸は、地元が整備している。 配管は全て町の負担で整備している。	1 整備 (1)行政による整備 市道の消雪パイブは0.1kmしかなく、今後 も消雪パイブの利用は考えていない。(流雪溝 の整備を進める予定)	
(2)地元による整備 <行政による補助内容>	(2)地元による整備 <行政による補助内容>	(2)地元による整備 <行政による補助内容>	(2)地元による整備 なし	
井戸 なし	#戸 (新設経費-50万円)×60% 更新・修繕経費の60%	#戸 (新設経費-100万円)×50% (更新・修繕経費-10万円)×50%		
	配管 新設・更新・修繕経費の60% (路線に町有施設があるときは、地元の負担方		流雪溝について ・ポンプ及び電気料 ・施設整備	
長分の井戸・配管経費も市が負担。)  2 管理 (1)行政管理施設 ・地元が電気料を負担する。 ・路線に市有施設がある場合は、施設の間口 延長分を市が負担する。	法に応じて、町有施設分も町が負担。) 2 管理 (1)行政管理施設 町が電気料を負担する。	2 管理 (1)行政管理施設 町が電気料を負担する。	以上行政で対応	
(2)地元管理施設 ・地元が電気料を負担する。 ・路線に市有施設がある場合は、施設の間口 延長分を市が負担する。		(2)地元管理施設 ・地元が電気料を負担する。 ・町が基本料金(原子力立地給付金を控除したもの)を補助する。		
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
1 整備 (1)行政による整備 全て町負担で整備しているが、地盤沈下発生 の懸念から、平成4年以降は整備を中止してい る。	なし	1 整備 (1)行政による整備 町の重要な施策として全て町負担で整備して いる。		消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史 的経緯があり、設置や維持管理、電気料等にお いて行政と地元の負担関係に著しい相違がある ため、当分の間現行どおりとする。なお、受益 者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能 な地域とのサービスパランス、地盤沈下等につ
(2)地元による整備 なし(更新・修繕も同様)		(2)地元による整備 なし(更新・修繕も同様)		いて検討し、極端なサービス低下や財政負担の 著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調 整する。
2 管理 (1)行政管理施設 町が電気料を80%を負担し、地元は20%を負担 する。(分担金徴収条例による)		2 管理 (1)行政管理施設 町が電気料を負担する。		
(2)地元管理施設・地元が電気料を負担する。 ・町の補助はなし。		(2)地元管理施設 町が電気料を負担する。		